

## 南信州自然エネルギー普及協議会規約

### (名称)

第1条 この会は、南信州自然エネルギー普及協議会（以下、「協議会」という。）という。

### (目的)

第2条 協議会は、市民・市民団体、事業者、行政等のさまざまな主体が連携し、南信州地域における自然エネルギーの利用拡大および各主体のネットワーク作りを通じて、持続可能な地域づくりに資することを目的とする。

### (事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- ① 地域住民への自然エネルギー利用の普及啓発
- ② 地域における自然エネルギーの事業化に関する調査研究
- ③ 自然エネルギー利用に関する情報交換
- ④ その他 本協議会が必要と認める業務

### (会員)

第4条 協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 協議会の趣旨に賛同した南信州地域の住民及び団体等で会長が入会を認めたもの
- (2) その他会長が適当と認めた個人および団体
- (3) 会員は、会の趣旨に則り、自然エネルギーの普及啓発活動等に協力するものとする。

### (役員の数及び選任)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名、副会長 2名以内
  - (2) 理事 10名以内
  - (3) 監事 1名
- 2 前項の役員は第4条の会員の中から総会において選任する。
- 3 会長、副会長、理事及び監事は相互に兼ねることができない。

### (役員の仕事)

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、協議会の基本的な運営と適切な事業の執行を担う。
- 4 監事は、協議会の会計の状況を監査する。

### (役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、3年とする。

- 2 交代又は増員による仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

### (顧問)

第8条 役員の外に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は総会において選任する。

### (総会)

第9条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長が務める。

- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 正会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
  - (2) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の議決方法等)

- 第10条 総会は、正会員現在数の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。
- 2 総会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の権能)

- 第11条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
- (1) 事業計画及び収支予算に関する事
  - (2) 事業報告及び収支決算に関する事
  - (3) 規約の制定及び改廃に関する事
  - (4) 役員を選任に関する事
  - (5) その他 協議会の運営に関する重要な事項

(理事会)

- 第12条 協議会の運営に関する基本的事項を協議するため理事会を置く。
- 2 理事会は、会長、副会長、理事で構成し、庶務は事務局が行う。
  - 3 理事会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の任務)

- 第13条 理事会の任務は、以下の通りとする。
- (1) 総会で決定された事業の推進に関する事項
  - (2) その他会の通常運営に関する事項

(事務局)

- 第14条 事務局および事務局長は、会長が任命する。
- 2 協議会の庶務は、事務局長が統括する。
  - 3 事務局はおひさま進歩エネルギー(株)内に置く。

(事業年度)

- 第15条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 ただし、初年度は設立の日から3月31日までとする。

(運営費)

- 第16条 協議会の運営費は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 会費
  - (2) その他の収入

- 第17条 この規約に定めのない事項は、必要に応じ別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成24年2月15日から施行する。